

口腔がん検診を受けましょう

口の中にできるがんを「口腔がん」といいます。40歳過ぎころからみられるようになり、加齢とともに発生率は上昇します。口腔がんは、がんの中でも死亡率が高いがんでもあります。下記のとおり口腔がん検診を実施しますので、早期発見・早期治療のために検診を受けましょう！

日 時：10月2日（土）午後2時から4時30分

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、検診が中止なる場合があります。

会 場：洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」（洞爺湖町栄町63-1）

対 象：20歳以上の町民

定 員：8名程度 ※定員を超えた場合は抽選が行われます。

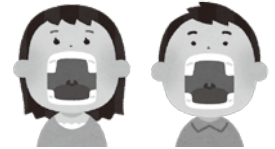
検 診 医：日本口腔外科学会専門医 検診方法：問診、口腔の視診・触診

検 診 料：1,000円（検診当日にお支払いください）

申込期限：8月13日（金）

申 込 先：豊浦町総合保健福祉施設やまびこ内 保健センター

電 話：82-3844 ※土・日曜日・祝日は受付しておりません。



MRI・MRA 検診のお知らせ

くも膜下出血・脳出血・脳梗塞などの脳卒中は突然発症し、重い後遺症が残ったり、長期療養が必要となる場合があります。MRI・MRA 検査の両検査を行うことで、より精密に脳の状態を確認することができます。

【対象者】昭和36年4月1日～昭和57年3月31日生まれの国民健康保険加入者以外の方

ただし、脳血管疾患のため脳神経外科で治療中の方、ペースメーカー使用中の方、脳動脈瘤クリップなどの金属を埋め込んでいる方は対象外となります。

【料 金】7,000円

【会 場】検診会場は、伊達赤十字病院です。年間を通して実施していますので、申し込み・日程などの調整は、直接伊達赤十字病院（☎23-2211）「健診センター」へご連絡ください。

障害者(児)に関する各手当制度のご紹介

～特別児童扶養手当～

「特別児童扶養手当」は、精神または身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や児童福祉施設などに入所している児童などは対象となりません。

◆支給額(月額)

障害等級1級 52,500円

障害等級2級 34,970円

◆支給期日

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分まで支給されます。

～障害児福祉手当・特別障害者手当～

「障害児福祉手当」は、精神または身体に重度の障害を有するために日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対して支給される手当です。

「特別障害者手当」は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の方に対して支給される手当です。

◆支給額(月額)

障害児福祉手当 14,880円

特別障害者手当 27,350円

◆支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

※受給者もしくはその配偶者、または扶養義務者の前年所得が一定額以上であるときは支給されません。
※各手当を受給するには認定請求書を提出する必要があり、受給資格があっても請求をしないと支給されません。

なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況により異なりますので、詳細は総合保健福祉施設やまびこ保険福祉係（☎82-3843）までお問い合わせください。